

平成31年（2019年）3月20日

柏崎市議会議長
笠原晴彦様

議会運営委員会
委員長 真貝 維義

平成30年（2018年）3月22日付け議員倫理審査請求に係る倫理審査会の審査結果報告を受けて協議した結果の報告

平成30年（2018年）3月22日付け議員倫理審査請求に係る議員倫理審査会の審査結果の議長への報告を受けて、議会として、議員倫理基準に反する行為等の存否の確認及びその確認に基づく措置等を議会運営委員会において、協議が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 協議の対象となった議員

加藤 武男

2 審査会の報告の概要

(1) 審査請求の要旨

本件は、加藤武男議員が、自ら経営する宿泊施設の宿泊客が、長年にわたり西山町市営駐車場を使用していたこと（見過ごしていたこと）を対象としている。

このことは、営利目的とした使用（間接占有）を疑われることであり、柏崎市議会議員倫理条例（以下「議員倫理条例」という。）第4条第1号及び同条第6号に該当する。

(2) 審査会の審査結果

柏崎市議会議員倫理審査会における審査の結果、重大な倫理違反ではないとの意見もあったが、本件は議員の倫理観を問うというものであり、議員は、市民より高い倫理観が求められることから、一定程度事情をくみ取る必要があるとの認識で一致し、議員倫理基準に抵触する行為であったと認定するに至った。

したがって、本件議員倫理審査請求に係る事実、審査対象議員である加藤武男議員の一連の行為は、議員倫理条例第4条第1号及び同条第6号に該当すると認められる。

(3) 審査会の事実認定等

別添審査報告書のとおり

3 議会運営委員会での協議の結果

(1) 倫理基準違反の存否の確認

倫理審査会の結果を尊重し、対象議員の倫理基準違反はあったと確認した。

(2) 措置の内容

陳謝文の提出及び議場での朗読

(3) その他

議会運営委員会の協議の中では、倫理審査会の事実認定等とは異なり、倫理基準に抵触する事実は認められないとする意見も2会派から出されたが、大勢としては倫理審査会の結果を尊重することが妥当であるとの結論に至った。